

## 【件名】新型コロナウイルス（ナミビア政府による措置の緩和）

### 【ポイント】

3月15日、ガインゴブ大統領及びシャングラ保健・社会サービス大臣は会見を開き、ナミビアにおける新型コロナ感染状況の沈静化を踏まえ、16日以降の措置の緩和（マスク着用義務の解除、ワクチン接種完了者については入国の際のPCR陰性証明書提示の免除等）を発表しました。主要な点は以下のとおりです（今回発表された原文は以下のリンクをご覧ください）。

（大統領ステートメント） <https://www.na.emb-japan.go.jp/files/100316405.pdf>

（保健大臣ステートメント） <https://www.na.emb-japan.go.jp/files/100316407.pdf>

### 【ナミビア政府発表要旨】

#### 1 ナミビアにおける新型コロナ感染状況等

（1）ナミビアにおける新規感染者数は劇的に減少し、最新の数値では、ナミビアにおける新型コロナからの回復率は97%、死亡率は2.5%、また、3月14日現在の感染者数は222人である。過去30日間については、陽性率は7%から2%に下がり、死亡者数も19人に減少した。

（2）ワクチン接種については、3月15日現在、対象人口のうち接種完了率はわずかに21.4%にとどまっている。これは、集団免疫達成のためにWHOが推奨する60%の1/3である。2月18日以降、米国（J&J、ファイザー）及び英国（アストラゼネカ）からの寄贈ワクチンが届き、十分なワクチン量を確保している。国民にはワクチン接種を強く呼びかける。

#### 2 16日から4月15日までの新型コロナ措置（一部の措置を変更）

##### （1）マスク着用、ソーシャルディスタンス

公共の場におけるマスク着用義務を解除する。ただし、公共交通機関、屋内集会等、閉鎖空間ではマスク着用を推奨する。また、いかなる場合でも、1m以上のソーシャルディスタンス確保が必要である。

##### （2）集会等の人数制限（スポーツ観戦も含む）

上限を1,000人とする（現行措置は500人）。

##### （3）ナミビア入国の要件

ア ワクチン接種完了者については、PCR陰性証明書の提示は必要ないが、真正かつ有効なワクチン証明書の提示が必要である。

イ ワクチン接種未完了者については、入国前72時間以内の検査で取得したPCR陰性証明書の提示が必要である。

【ご参考】

○日本国厚生労働省ホームページ

<https://www.mhlw.go.jp/index.html>

(感染症情報)

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/kenkou/kekaku-kansenshou/index.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kekaku-kansenshou/index.html)

○日本国国立感染症研究所（コロナウイルスに関して）

<https://www.niid.go.jp/niid/ja/from-idsc/2482-2020-01-10-06-50-40/9303-coronavirus.html>

○外務省海外安全ホームページ

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

参考：査証についてのご案内（外務省 HP）

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/visa/index.html>

参考：日本からの渡航者・日本人に対する各国・地域の入国制限措置及び入国・入域後の行動制限

[https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdfhistory\\_world.html](https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdfhistory_world.html)